

# 官報 号外 昭和四十七年六月九日

○第六十八回

## 参議院会議録第二十号

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午前十時十八分開議

○議事日程 第二十号

昭和四十七年六月九日

午前十時開議

第一 公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 球磨湖総合開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 渔港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 義務教育詔学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(文教委員長提出)

第一〇 理科教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一一 賄金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 工業再配置促進法案(内閣提出、衆議院提出)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、

〔賛成者起立〕  
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を認めます。

これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、中央更生保護審査会委員長、漁港審議会委員、日本放送協会総務委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
一、本法施行のため、別に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、地価対策を含む総合的な土地対策を早急に講ずることともに、本法の施行にあたっては、次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体及び土地開発公社が公有地を確保するため必要とされる資金の確保について十分な措置を講ずること。

二、土地開発公社は、地域の秩序ある整備を促進する趣旨にのつとつて適正な運営を行ない、国等の委託による土地取得のあつせん等は慎重を期すること。

三、民間自力建設住宅の比重の大きいことにかんがみ、民間の宅地・住宅の供給事業に不当な支障を生ずることのないよう留意すること。

右決議する。

### 公有地の拡大の推進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十二日

参議院議長 船田 中

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月十二日

参議院議長 船田 中

公有地の拡大の推進に関する法律案

第一章 総則

第一条 この法律は、市街化区域の整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整

理の目的

第一章 総則

本法律案は、最近における公共用地等の取得

第一條 この法律は、市街化区域の整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整



知があつた時

### 三 第六条第二項に規定する期間内に同条第一

項又は第三項の通知がなかつた場合 当該届出等をした日から起算して二週間を経過する

הנִזְקָנָה

### (先買いに係る土地の管理)

土地は、第四条第一項の届出に係るものにあつ

ては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の由  
出に係るものにあつては次に掲げる事業又はこ

これらの事業に係る代替地の用に供されなければ

一 郡市十面去第田糸第四頭二鬼三  
う郡十面

都市計画法第四条第四項に規定する都市施設に関する事業

## 二 土地収用法第三条各号に掲げる施設に関する規定

三 前二号に續ける

前二号は掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業

地方公共団体等は、第六条第一項の手続によ

り買い取つた土地をこの法律の目的に従つて適

第三章 土地開発公社  
切に管理しなければならない。

(設立)

第十条 地方公共団体は、当該地方公共団体の事

務(非該地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。)で次に掲げるもののと同種の処理手

るため、単独で、又は他の地方公共団体と共同

して、土地開発公社を設立する」とがである。

一 第四条第一項又は第五条第一項に規定する  
上記の取扱い及び管理

## 土地の取得及び管理

用施設の用に供する土地の取得及び管理

三 公営企業の用に供する土地その他地域の秩

序ある整備を図るために必要な政令で定める  
土地の収用及び管理

土地の取得及び管理

とするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合）

昭和四十七年六月九日 參議院會議錄第二十号

合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

**第十一條** 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

**第十二条** 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

**第十三条** 土地公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

**第二章 土地開発公社の設立**

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(定款)

**第十四条** 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲及びその執行に関する事項

七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものと除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第十一条の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記) 第十五条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

3 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(役員及び職員)

第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

3 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

4 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

5 土地開発公社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十七条 土地開発公社は、第十条第一項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他の公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうことができる。

(財務)

第十八条 土地開発公社の事業年度は、地方公共団体の会計年度の例による。

2 土地開発公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始

前に、設立団体の長の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 土地開発公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを設立団体の長に提出しなければならない。

4 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

5 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

6 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債又は地方債の取得

二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

7 前各項に定めるものほか、土地開発公社の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第十九条 設立団体の長は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務に關し必要な命令をすることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして土地開発公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合



報 (号外)

5

法人のうち、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもので第十条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務を行なうことを目的とするもの（以下この条において「公益法人」という。）は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して土地開発公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

前項の規定により公益法人がその組織を変更して土地開発公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経て、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、第十条第二項の規定の例により、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

第一項の規定による土地開発公社への組織変更是、政令で定めるところにより、当該土地開発公社の主たる事務所の所在地において登記することによって効力を生ずる。

公益法人が第一項の規定により事業年度の中途において土地開発公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度の開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

第十条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうこと

をも目的とする公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で同条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうものが受けける権利の移転の登記及び政令で定める債務を地方政府公共団体又は該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めることころにより、登録免許税を課さない。(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に土地開発公社という文字を使用している者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法の一部を次のよろに改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「及び地方道路公社を」「地方道路公社及び土地開発公社」に改める。

第七十三条の五に次の二項を加える。

4 道府県は、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第  
第一号)第十一条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務として土地を取得する場合における当該土地の取得に対しても、不動産取得税を課することができない。

第三百四十九条第二項第一号中「土地改良区連合」の下に「、土地開発公社」を加える。

第五条 前条の規定による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第二条第一項の規定による組織変更により土地開発公社となつた法人については、当該組織変更の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前のように

<p>(所得税法の一部改正)</p> <p><b>第六条</b> 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中都市職員共済組合連合会の項の次に次のように加える。</p>	<p><b>土地開発公社</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)</td> </tr> </table>	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)		
<p><b>第七条</b> 法人税法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中中小企業信用保険公庫の項の次に次のように加える。</p>		
<p><b>第八条</b> 前条の規定による改正後の法人税法の規定は、附則第二条第一項の規定による組織変更により土地開発公社となつた法人については、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の人税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)</td> </tr> </table>	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第号)		
<p>(印紙税法の一部改正)</p> <p><b>第九条</b> 印紙税法昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二中帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。</p>		
<p>(登録免許税法の一部改正)</p> <p><b>第十条</b> 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二中帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。</p>		

<p>(建設省設置法の一部改正)</p> <p><b>第十一條</b> 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>第三条中第六号の五の次に次の一号を加える。</p> <p>六の六 公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第 号)による市街化区域内の土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。</p> <p>(自治省設置法の一一部改正)</p> <p><b>第十二条</b> 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>第四条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>十一の三 公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第 号)に基づく土地開発公社及び市街化区域内の土地の先買いに関する事務を行なうこと。</p> <p>第九条第十八号を同条第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>十八 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び市街化区域内の土地の先買いに関する事務を行なうこと。</p> <p>(公営企業金融公庫法の一一部改正)</p> <p><b>第十三条</b> 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>第一条に次の一項を加える。</p> <p>(公営企業金融公庫法の一一部改正)</p> <p>八 公営企業金融公庫は、前二項に規定するもののはか、土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通することを目的とする。</p> <p>第十九条に次の一項を加える。</p> <p>四 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第 号)</p>
--	-------------------------------------







し、財政上及び金融上の援助を与えることができる。

(水資源開発関連事業についての負担の調整等)

第十一條 総合開発事業（第二条第一項第二号ハの事業を除く。）琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の○保全及び開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業のうち、総合開発事業たる第二条第一項第二号ハの事業（以下この条において「水資源開発事業」という。）の実施により琵琶湖及びその周辺地域について生ずべき不利益（水資源開発事業を実施する者による損失補償の対象となるものを除く。）を補う効用を有する事業で、その事業に係る経費の全部又は一部を当該地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体が負担するもの（政令で定めるものに限る。）については、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、次に掲げる地方公共団体と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができるものに限る。）についても、当該地方公共団体は、水資源開発事業により生じた施設を利用して河川の流水を水道又は工業用水道の用に供し、又は供することができる。

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体（前号に掲げるものを除く。）イ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域ロ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法第三条第四項に規定する水道事業者が設置する水道の給水区

域又は給水予定区域

八 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業

法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域

2 2 近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち一以上の中出に基づき、あつせんをすることができる。

3 第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係当事者は、遅滞なく、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣、自治大臣その他その協議に係る事業に関する主務大臣に対して、その協議が成立した事項を報告しなければならない。ただし、前項のあつせんに基づきそ

の協議が成立した場合には、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣に対しては、この限りでない。

4 第一項各号に掲げる地方公共団体は、琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体で総合開発事業（水資源開発事業を除く。）を実施するものに対し、当該事業の実施に必要な資金を融通することができる。

（琵琶湖管理基金）

5 第十二条 琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の○保全及び開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るために必要があると認めるとときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の基金として、琵琶湖管理基金を設けることができる。

6 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

7 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

8 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

9 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

10 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

11 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

12 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

13 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

14 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

15 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

16 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

17 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

18 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

19 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

20 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

21 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

22 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

23 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

24 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

25 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

26 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

27 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

28 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

29 第二項の規定による給付金の額を算定するための基準は、前項の規定による給付金の額を算定するための基準をもつて算定する。

年度分の事業（昭和四十六年度分の事業で翌年度に繰り越したものとし、第三条第四項の規定による琵琶湖総合開発計画の決定前に実施されたものを含む。）に係る経費に対する國の負担金又は補助金から適用する。

（この法律の失効）

四 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、第七条に規定する生活再建のための措置のあつせんで同日後に実施される必要があるもの、第八条第一項に規定する事業に係る経費に対する國の負担金若しくは補助金又は地方公共団体の負担金で昭和五十七年度以降に交付され又は納付されるもの及び第十二条第一項の規定に基づく負担金で同年度以降に支払われるものについては、第七条、第八条（別表を含む。）及び第十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（昭和四十七年度の特例）

五 昭和四十七年度の年度計画の作成について

六 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

七 第二十条第二項に規定する各省各庁の長をい

う。）は、そのこととなる部分の額を昭和四十八年度に交付するものとする。

（近畿圏整備法の一部改正）

八 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（これに基づく命令を含む。）により内閣総理大臣の権限に属する事務を処理することとする。

九 第二十九号を第九号とし、第七号の次に

十 第二十九号を第一号を加える。

十一 第二十九号を第一号を加える。

十二 第二十九号を第一号を加える。

十三 第二十九号を第一号を加える。

十四 第二十九号を第一号を加える。

十五 第二十九号を第一号を加える。

十六 第二十九号を第一号を加える。

十七 第二十九号を第一号を加える。

十八 第二十九号を第一号を加える。

十九 第二十九号を第一号を加える。

二十 第二十九号を第一号を加える。

二十一 第二十九号を第一号を加える。

二十二 第二十九号を第一号を加える。

二十三 第二十九号を第一号を加える。

二十四 第二十九号を第一号を加える。

二十五 第二十九号を第一号を加える。

二十六 第二十九号を第一号を加える。

二十七 第二十九号を第一号を加える。

二十八 第二十九号を第一号を加える。

二十九 第二十九号を第一号を加える。

六一九

別表

事業の区分	国の負担割合の範囲
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和二十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築	三分の二以内
土地改良法（昭和二十四年法律第七十九号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安林設施事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和二十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改築	十分の五・五以内
自然公園法（昭和二十一年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの	十分の五・五以内



に前条第一項の規定により許可を要することとなる行為を行なつてゐる者についても、同様とする。

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の三 漁港管理者の長は、農林省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く)及び公共空地について第39条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者の長は、規則の定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占有料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

4 農林大臣は、第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る漁港の漁港管理者の長に通知しなければならない。

第四十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「建設、採取」を「建設、改良、採取、掘削、盛土」に改める。

附 則

(施行期日) (公印) 昭和四十七年四月一日から施行

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。この法律による改正後の漁港法第二十一条第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金(昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く)から適用する。

(経過措置)

2 国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金では

昭和四十六年度の予算に係るもの(昭和四十七

(法律第六十一号)は、廃止する。

(漁業協同組合整備基金の解散)

第二条 漁業協同組合整備基金(以下「基金」という。)は、この法律の施行の時ににおいて解散する。

(清算人の任命等)

第三条 農林大臣は、前条の規定により基金が解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

(清算人の任命等)

2 農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるとときは、その清算人を解任することができる。

(清算人の任命等)

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員以外の者のうちからも任命することができる。

(清算人の任命等)

2 清算人は、前項の規定により決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、前項の規定により決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、前項の規定により決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行なわなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関する必要な事項を命ずることができる。

(清算人の任命等)

2 清算人は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(清算人の任命等)

2 清算人は、農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関する必要な事項を命ずることができる。

(清算人の任命等)

2 清算人は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(清算人の任命等)

りなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後ににおいて、

なお剩余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその剩余財産を処分することができる。

第八条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(決算書類提出の義務)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、基金の清算について準用する。

(民法の準用)

第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

(罰則)

一 第五条第一項、第六条又は第八条第一項の規定により農林大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたときは、

(罰則)

二 第五条第三項の規定による農林大臣の命令に違反したときは、

(罰則)

三 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第一項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額をこえる分配をしたときは、

(罰則)

四 前条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公









(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

附則第十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に改める。

(昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)。

第四条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十五号)の一部を

次のように改正する。

附則第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、附則第八項中「前項」とび「同項」を「前」項に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の二項を加える。

8 三十九年改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)の資格の喪失(組合員にあつては旧法第三十六条第一項の生存脱退事由による資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第三十七条の二第二項の任意資格喪失事由による資格の喪失をいう。)をした組合員又は任意継続組合員についての当該資格の喪失に係る旧法の規定による通算退職年金については、附則第六項の規定にかかわらず、昭和四十六年十一月分以後、この法律による改正後の法第三十七条の二第三項の規定を適用する。

(厚生年金保険の第四種被保険者についての措置)

5 法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十一年法律第三十号)第七十四条第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三十四条第一項第三号及び第三百四十二条の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

6 この法律による改正後の法附則第六条の二第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十一年法律第三十号)第七十四条第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三十四条第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

7 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中並びに農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項を「農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第...号)附則第四項」に改め、「交付金」の下に並び同法附則第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金を加える。

### 〔高橋雄之助君登壇、拍手〕

○高橋雄之助君 ただいま議題となりました四法案について、委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

漁業三法案は、特定第三種漁港の漁港修築事業に要する費用の国の負担割合のうち、外郭施設及び水域施設にかかるものを、現行の百分の六十から百分の七十に引き上げるとともに、漁港区域内の公共あき地における行為の制限等の措置を講じようとするものであります。

漁協整備法を廃止する等の法律案は、漁協整備法を廃止することとともに、漁協整備基金の解散等について定めております。

中小漁業振興法改正案は、本法の対象となる中小漁業者の範囲を拡大するとともに、指定業種のうち、経営を安定させるため、緊急に構造改善を必要と認められる業種について、中小漁業構造改善計画の認定制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては、漁業三法案を一括審査いた

しましたところ、水産業の発展に寄与するための

諸政策、漁港の役割りと、漁港修築事業に要する費用の国の負担割合を増加する必要性、漁協整備法を廃止する必要の有無、中小漁業者の範囲の拡大とその解釈及び沖縄県における水産業の振興策等の質疑が行なわれました。

質疑を終り、討論採決の結果、漁港法改正案並びに漁協整備法を廃止する等の法律案は全会一致をもって、中小漁業振興法改正案は多数をもつて、いずれも原案どおり可決されました。

なお、三法案について附帯決議を行ないました。

次に、農林年金改正法案は、給付に要する費用

に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員の適用の制限及び標準給与の月額の下限の引き上げを行なうとともに、国家公務員共済組合制度に準じて、既裁定年金額の改定及び年金の最低保障額の引き上げ等を行なおうとするものであります。

また、衆議院において、社団法人全国農業共済

4 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により組合員期に合算されることとなつた法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。この場合においては、政府は、政令で定めるところにより、その者が厚生年金保険の第四種被保険者として納付した保険料の額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、厚生保険特別会計からその者に還付する。



条の規定により勤務を命じられて勤務したときは、第六条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、俸給及び教職調整額を支給する。この場合において支給する俸給の額は、当該国立学校女子教職員が育児休暇の承認を受けなかつたとしたならばその受けるべき俸給の月額の二分の一にその勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が前条の規定により勤務を命じられて当該育児休暇の期間中の日である基準日（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の三第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の日（当該育児休暇の期間中の日に限る。）に勤務したときは、第六条第二項の規定にかかるわらず、その者に対し、当該基準日による期末手当を支給する。

第十一条 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項の規定の適用については、育児休暇の期間（第八条の規定により勤務を命じられて勤務した日を除く。）は、在職期間でないものとする。

第十二条 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が当該育児休暇の終了後再び勤務するに至つたときは、当該育児休暇の期間の三分の二に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなしてその再び勤務するに至つた日若しくはその日から一年以内に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその再び勤務するに至つた日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最

初の昇給に係る昇給期間を短縮することができ

る。

第十二条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の規定の適用については、同条第四項中「、その月数」とあるのは「その月数、義務教育諸学校等の女子の教育

職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第二百一号）に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えたれた国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定の適用については、第八条の規定により任命権者が勤務を命じた日は、現実に職務をとることを要する日でないものとする。

第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九百九十一号）第四条の規定の適用については、同条第三項中「四、職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「四、職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「五、育児休暇の承認を受けた勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第二百一号）に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数」と読み替えるものとする。

第十四条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員の給与等（公立学校女子教職員の給与等）第七法律第一号）第八条の規定により勤務を命じられた日を含む」と読み替えるものとする。

の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十年七月一日）第八条の規定により勤務を命じられた日を含む」と読み替えるものとする。

第十五条 育児休暇の承認を受けた公立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に關する事項を基準として必

要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条の規定の適用については、同条第四項中「四、職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「五、育児休暇の承認を受けた勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第二百一号）に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えたれた地方公務員災害補償法第二百二十一号の規定の適用については、第八条の規定により任命権者が勤務を命じた日は、現実に職務をとることを要する日でないものとする。

第十七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の規定の適用については、同条第三項中「四、試の使用期間」とあるのは「五、試の使用期間」と読み替えるものとする。

第十八条 任命権者は、育児休暇の承認をする場合においては、当該育児休暇に係る女子教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子教育職員の職務を代わつて行なうことができる

に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子教育職員の職務を代わつて行なうことができる

に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子教育職員の職務を代わつて行なうことができる

家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

（私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置）

第十九条 私立の義務教育諸学校等の設置者は、女子の教育職員の育児のための休暇に關する措置を講ずるとともに、当該休暇の期間中、当該義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させたため、校長以外の教育職員を臨時に採用するよう努めなければならない。

1 この法律は、昭和四十七年九月一日から施行する。

#### （施行期日）

2 昭和四十七年三月一日から同年八月三十一日までの間に人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間が満了した女子教育職員について

は、第三条第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中に」とあるのは「昭和四十七年九月三十日までに」と、第四条第一項中「当該子の出産に係る

人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第十七条に次の一号を加える。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第二百一十八号）第十八条第一項の規定により臨



て、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 罰金等臨時措

置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

さうぞ、委員長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律

罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千円」を「四千円」に改め、同条第二項中「五円」を「二十円」に改める。

第三条第一項中「五十倍」を「二百倍」に改め、同条第二項中「五十円」を「三百円」に改める。

第四条第一項中「一千円」を「八千円」に、「千円」を「四千円」に改め、同条第二項中「千円」を「四千円」に改める。

第五条中「二千円」を「八千円」に改める。

第六条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七条第一項中「二万五千円」を「十万円」に、「二千円」を「八千円」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 刑事訴訟法第二百八十四条及び第三百九十条中「五千円以下の罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円以下の罰金」と、その他の罪については「二万円以下の罰金」とし、刑事訴訟法第二百八十五条第一項中「五千円を超える罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円を超える罰金」とい、その他の罪については「二十万円を超える罰金」としては「二万円を超える罰金」とする。

3 改正後の第四条の規定は、改正前の同条の規定の施行後に制定された法令(この法律の施行前に既にまだ施行されていないものを含む)により新設され、又は改正された罰則についても、適用する。

4 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

第七条第三項中「第四百六十一条第一項」を「第四百六十一条」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四項中「二百円」を「八百円」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 交通事故即決裁判手続法(昭和二十九年法律第二百三十三号)第二条第一項中「五万円以下の罰金」とあるのは、「二十万円以下の罰金」とす。

罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千円」を「四千円」に改め、同条第二項中「五円」を「二十円」に改める。

第三条第一項中「五十倍」を「二百倍」に改め、同条第二項中「五十円」を「三百円」に改める。

1 この法律は、昭和四十七年七月一日から施行する。

2 条例の罰則でこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、改正後の第二条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年を経過するまでは、なお従前の例による。その期限にいた行為に対してもこれらの罰則を適用する場合には、その期限の経過後においても、同様とする。

3 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前に既にまだ施行されていないものを含む)により新設され、又は改正された罰則についても、適用する。

4 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

5 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

6 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

7 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

8 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

9 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

10 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

11 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

12 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

13 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

14 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

15 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

16 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

17 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

18 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

19 改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

円未満とする」と。

一、刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪について定め罰金の多額を、その二百倍に相当する額とし、これらの罪以外の罪について定める罰金の多額が八千円に満たないときは八千円とすること。

一、刑の執行を猶予することのできる罰金の最

額を二十万円とすること。

一、略式命令または即決裁判によつて科することのできる罰金の最高額を二十万円とすること、

委員会においては、罰金刑の本質、今回の罰金額引き上げの根柢とその刑事政策的効果、刑法の全面改正と本改正案との関係、罰金刑の執行と労役場留置の実情等につき、熱心な質疑がなされましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会においては、罰金刑の本質、今回の罰金額引き上げの根柢とその刑事政策的効果、刑法の全面改正と本改正案との関係、罰金刑の執行と労役場留置の実情等につき、熱心な質疑がなされました。

質疑を終了し、討論に入り、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一二 工業再配置促進法案

正する法律案

日程第一三 産炭地域振興事業団法の一部を改

正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大森久司君。

審査報告書

工業再配置促進法案

右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年六月八日

商工委員長 大森 久司

第五条第一項中「その計画が、」の下に「産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)、農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第二百十二号)その他の」を加える。

第八条に次の二項を加える。

2 国は、前項の財政上の措置等を講ずるに当たつては、産炭地域振興臨時措置法第二条第一項

に規定する産炭地域、農村地域工業導入促進法第五条第二項に規定する工業導入地区等法律の規定に基づく特定の地域への工場の移転及び当該地域における工場の新增設の促進について特

に配慮するより努めなければならない。

に工場を移転させる場合には、公害の発生を未然に防止するための公害事前調査を行なうこと。

い、最新の公害防止施設をとり入れること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定の地域に工業が集中していることによる経済的・社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展を図るために、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及びその地域における工場の新增設を、環境の整備その他環境の保全及び雇用の安定に配意しつつ、税制上、財政上、金融上の措置を講ずることにより工業の再配置を促進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、なお国は財政上の措置等の修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、昭和四十七年度一般会計予算に五億円が計上されている。

工業再配置促進法案

工業再配置促進法

(小字及び――は衆議院修正)

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、産炭地域への企業誘致にあたつては、大規模機械工業等中核企業の導入をはかるとともに、炭鉱離職者の再就職のあつせんに努めること。

一、過密・環境問題の改善に資するような産業構造に積極的に転換をはかるとともに、誘導地域

あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(移転促進地域及び誘導地域)

第一条 この法律において「移転促進地域」とは、

大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の価値をきたさないような抜本的な地価対策を講ずること。

右決議する。

2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。

工業再配置促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月二十五日

商工委員長 大森 久司

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

(小字及び――は衆議院修正)

工業再配置促進法

工業再配置促進法

(小字及び――は衆議院修正)

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新增設を

増加の割合に類する市町村で政令で定める区域を除く。

二 前号の区域とその区域が連接し、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く)。

三 前号の区域における工業の集積の程度及び人口の増加の割合に類する市町村で政令で定めるもの区域。

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならぬ。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域

から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新增設に関する事項、工



管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

## (罰則)

**第十二条** 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

## 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経たない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十七年五月二十五日

参議院議長 河野 謙二殿

衆議院議長 船田 中

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案  
産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のよう改める。  
工業再配置・産炭地域振興公団法  
第一条中「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改め、同項第三項中「事業団」を「公団」とし、同項第四項とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二項中「理事長が定める」を「総裁が定める」に、「理事長」を「総裁及び副総裁」に、「理事長」を「公団」に、「理事長」を「総裁及び副総裁」に、「理事長が欠員」を「総裁及び副総裁が欠員」に、「理事長が欠員」を「總裁が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。  
2 副総裁は、総裁が定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を行なう。  
第十一条第一項中「理事長」を「總裁」に改め、同条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に、「理事長」を「公団」に改め、同条第三項中「理事長」を「公団」に改め、同条第四項中「理事」を「公団」に改め、同条第五項中「理事」を「公団」に改め、同条第六項中「理事」を「公団」に改め、同条第七項中「理事」を「公団」に改め、同条第八項中「理事」を「公団」に改め、同条第九項中「理事」を「公団」に改め、同条第十項中「理事」を「公団」に改め、同条第十一項中「理事」を「公団」に改め、同条第十二項中「理事」を「公団」に改め、同条第十三項中「理事」を「公団」に改め、同条第十四項中「理事」を「公団」に改め、同条第十五項中「理事」を「公団」に、「理事長」とを「總裁又は副総裁」とし、「理事長」を「公団」に改め、同条第十六項及び第十七項中「理事長」を「總裁」に、「事業団」を「公団」に改める。

第一項の業務」を「同項第三号の業務並びに工業の再配置を促進するため必要な調査」に改め、同条第三項中「事業団」を「公団」に改める。  
第二十条第一項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項」を「前条第一項第一号又は第六号」に改め、同条第二項中「事業団」を「公団」に、「前

第十八条第一項中「事業団」を「公団」に改める。

第十九条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買取り、及びこれを譲渡すること。  
二 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地（これとあわせて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成すること（当該造成に關し地方公共団体の要請がある場合に限る。）並びにこれを管理し、及び譲渡すること。

第一号の業務」を「同項第三号の業務並びに工業の再配置を促進するため必要な調査」に改め、同条第三項中「事業団」を「公団」に改める。  
第二十条第一項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項」を「前条第一項第一号又は第六号」に改め、同条第二項中「事業団」を「公団」に、「前

条第一項第四号「前条第一項第一号、第一号及び第六号」に改める。

第二十一条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条から二十四までの規定中「事業団」を「公団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

#### (区分経理)

第二十四条の二 公団の経理については、第十九条第一項第一号及び第二号の業務（これに附帯する業務を含む）並びに同条第二項の工業の再配置を促進するため必要な調査に係る業務（次条第一項及び第三項において「工業再配置業務」という。）に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条の見出し中「処理」の下に「並びに納付金」を加え、同条第一項中「事業団」を「公団」に改め、「残余の額」の下に「工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額」を加え、同条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定においては、前項に規定する工業再配置・産炭地域振興公団があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手続

その他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の見出し中「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条第四項及び第六項中「事業団」を「公団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

#### (債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に係る特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証することができる債務を除く。）について保証することができる。

#### (償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条から第三十二条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十四条から第三十六条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十七条中「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改める。

#### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に工業再配置・産炭地域振興公団という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

団の理事又は監事の任期は、新法第十条第三項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が

産炭地域振興事業団の理事又は監事として在任した期間を控除した期間とする。

第三条 この法律の施行の際現に工業再配置・産炭地域振興公団という名称を用いている者につ

いては、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団法」を「工業再配置・産炭地域振興公団」を削る。

第七十三条の四第一項第十六号中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法」に、「第三号」を「第五号」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の三中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九条第一項第三号」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公团法第十九条第一項第五号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一項改正)

第八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改める。

第二十四条第二項中「石油開発公団」の下に「、工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「、産炭地域振興事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団  
工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)

工業再配置・産炭地域振興公団  
工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)

(法人税法の一部改正)	
第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。	
別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。	
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)

(印紙税法の一部改正)	
第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。	
別表第一中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。	
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)

(登録免許税法の一部改正)	
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。	
別表第一中公営企業金融公庫の項の次に次のようにより加え、産炭地域振興事業団の項を削る。	
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)
工業再配置・産炭地域振興公団	工業再配置・産炭地域振興公团法(昭和三十九年法律第百九十五号)

業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

〔大森久司君登壇、拍手〕

○大森久司君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、工業再配置促進法案は、第一に、通産大臣が過密・過疎の弊害を是正するとともに、産業立地の円滑化をかるため、工業の地域別、業種別の配置目標を策定すること、第二に、過密地域から工場を移転する者等に対し、財政、金融、税制上の優遇措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院で、「環境の保全」を「環境の整備その他の環境の保全」に改める等の修正が行なわれております。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案は、産炭地域振興事業団の名称を工業再配置・産炭地域振興公団に改めることとともに、同公團の業務に工業の再配置を促進するための業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括して審査し、産業立地政策並びに産炭地対策全般について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録にて御承知願います。

質疑を終了した後、自民、社会、公明、民社の四党共同提出にかかる工業再配置促進法案に対する修正案について、竹田理事より要旨の説明がありました。その内容は、「国が財政上の措置等を講ずるにあたっては、産炭地域・農村工業導入地区等、特定の地域について、特に配慮するようつとめなければならない」というものであります。

討論なく、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決され、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に對し附帯決議が付されました。

また、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案も討論なく、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたしました。

○議長(河野謙三君) これより採決いたします。

まず、工業再配置促進法案の採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

まず、工業再配置促進法案の採決をいたします。

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本条第十二号中「石油開発公団」の下に「工

業再配置促進法案外一件

第十三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」の下に「工

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野謙三君  
副議長 森八三一君

議員

塙出 啓典君	内田 善利君	橋本 鑑藏君	棚辺 四郎君	村尾 重雄君	小山邦太郎君	中沢伊登子君	川上 紘治君	木村 隆男君	土屋 義彦君
藤原 房雄君	栗林 卓司君	榎垣徳太郎君	竹内 藤勇君	志村 愛子君	中村 稔二君	沢田 実君	渋谷 邦彦君	栗原 衍幸君	木島 義夫君
藤井 恒男君	中村 利次君	柴立 芳文君	黒住 忠行君	高橋 邦雄君	高橋 四郎君	向井 長年君	高山 恒雄君	米田 正文君	津島 文治君
青島 幸男君	原田 立君	古賀雷四郎君	大林 國司君	杉原 荒太君	木内 四郎君	小平 芳平君	濱田 幸雄君	徳永 正利君	丸茂 重貞君
中尾 辰義君	木島 則夫君	今 春曉君	大松 博文君	植竹 春彦君	岡本 悟君	温水 三郎君	中村 正雄君	玉置 和郎君	鹿島 俊雄君
柴田利右エ門君	中村 登美君	玉置 錠夫君	山崎 五郎君	安井 謙君	岡池 信三君	三木 忠雄君	正田 龍二君	町村 金五君	植木 光教君
阿部 慶一君	松下 正寿君	石本 茂君	佐藤 隆君	重宗 雄三君	木内 四郎君	高橋 勝之君	大谷藤之助君	吉武 恵市君	佐藤 一郎君
萩原幽香子君	久次米健太郎君	鬼丸 勝之君	川野邊 静君	堀本 宜実君	岡本 公韶君	長屋 茂君	前田佳都男君	大森 久司君	中津井 真君
峯山 昭範君	田渕 哲也君	佐田 一郎君	佐藤 隆君	塙見 傑二君	細川 護熙君	源田 寒君	渡辺公一君	寺本 広作君	久保田藤麿君
長谷川 仁君	藤田 正明君	河本嘉久藏君	片山 正英君	西田 信一君	岩動 道行君	上田 稔君	渡辺太郎君	山崎 龍男君	高田 浩運君
二木 謙吾君	源田 寒君	若林 正武君	金井 元彦君	飼木 亨弘君	佐藤 隆君	長田 裕二君	鈴木 省吾君	土屋 義彦君	山崎 龍男君
渡辺太郎君	山本敬三郎君	増田 盛君	梶木 又三君	青木 一男君	川野邊 静君	石本 政一君	上田 哲君	佐藤 政隆君	高田 浩運君
鈴木 省吾君	上田 哲君	若林 正武君	赤間 文三君	西田 信一君	岩本 政一君	長屋 茂君	伊部 真君	山崎 龍男君	山崎 龍男君
山本敬三郎君	工藤 良平君	増田 盛君	増原 恵吉君	増原 恵吉君	河本嘉久藏君	矢野 登君	田 英夫君	世耕 政隆君	高田 浩運君
初村龍一郎君									

昭和四十七年六月九日 参議院会議録第二十号 議長の報告事項

星野 重次君	竹田 現照君	加藤 進君	水口 宏三君	成瀬 幡治君	岩本 政一君
戸田 菊雄君	前川 旦君	小谷 守君	神沢 净君	秋山 長造君	野坂 参三君
山本茂一郎君	山内 一郎君	宮崎 正雄君	杉原 一雄君	竹田 四郎君	前尾繁三郎君
柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	野々山 一三君	安永 英雄君	塙田 大願君	文部大臣
沢田 政治君	杉山善太郎君	楠 正俊君	田中寿美子君	大橋 和孝君	農林大臣
佐々木靜子君	高橋 雄之助君	内藤善三郎君	川村 清一君	中村 波男君	通商産業大臣
須原 昭二君	西村 尚治君	松永 忠二君	鈴木 力君	森 勝治君	建設大臣
小枝 一雄君	森中 守義君	後藤 義隆君	村田 秀三君	星野 力君	自治大臣
阿貝根 登君	伊藤 五郎君	白井 勇君	林 虎雄君	佐野 芳雄君	國務大臣
瀬谷 英行君	中村 英男君	森 元治郎君	松本 賢一君	小林 武君	中村 寛太君
八木 一郎君	山下 春江君	渡辺 武君	矢山 有作君	古部 秀男君	郵政政務次官
加藤シヅエ君	羽生 三七君	横川 正市君	須藤 五郎君	岩本 千惠子君	政府委員
鶴園 哲夫君	藤原 道子君	大矢 正君	山崎 昇君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	理科教育振興法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)
片岡 勝治君	鈴木 強君	河田 賢治君	戸叶 武君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
佐々木靜子君	辻 一彦君	加瀬 完君	吉田忠三郎君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
須原 昭二君	小野 明君	田中 一君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
地方行政委員	高橋 邦雄君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
地方行政委員	高橋 邦雄君	風俗営業等取締法の一部を改正する法律案	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議長の報告事項  
地方行政委員  
運輸委員

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の年金の改定に関する法律案  
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等の年金の改定に関する法律案  
共済組合法の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の年金の改定に関する法律案  
内閣委員会に付託

昭和四十七年六月九日 参議院会議録第二十号 議長の報告事項



官 報 (号 外)



通信委員	山田 徹一君	天然牛乳供給確保等に関する質問主意書(足鹿 覺君提出)
建設委員	古賀雷四郎君	物価等対策特別委員 山本敬三郎君
同	中村 稔二君	同日委員長から左の議案が提出された。
内閣委員	向井 長年君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ れた。よつて議長は即日これを文教委員会に付託 した。
地方行政委員	中沢伊登子君	義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇 に関する法律案(文教委員長提出)
法務委員	鈴木 省吾君	同
同	鶴園 哲夫君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ れた。よつて議長は即日これを文教委員会に付託 した。
文教委員	河口 陽一君	義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇 に関する法律案(文教委員長提出)
同	中山 太郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
農林水産委員	古賀雷四郎君	漁港法の一部を改正する法律案可決報告書
同	中村 稔二君	漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案 可決報告書
同	濱田 幸雄君	中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律 案可決報告書
同	吉武 恵市君	理科教育振興法の一部を改正する法律案可決報 告書
同	山本敬三郎君	理科教育振興法の一部を改正する法律案可決報 告書
同	山田 徹一君	理科教育振興法の一部を改正する法律案可決報 告書
商工委員	中村 利次君	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す る法律案可決報告書
同	金井 元彦君	風俗営業等取締法の一部を改正する法律案可決 報告書
同	梶木 又三君	罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案可決 報告書
同	阿具根 登君	工業再配置促進法案修正議決報告書
同	塙出 啓典君	産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案可決 報告書
建設委員	小林 国司君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し た。
同	小枝 一雄君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し た。
物価等対策特別委員	中村 登美君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し た。
同	可決報告書	同日議員から左の質問主意書が提出された。

昭和四十七年六月九日 參議院會議錄第二十号

明治二十五年三月三十一日  
郵便物記可

定価一部五十円  
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局  
東京都港区赤坂一丁目一〇七  
電話 東京 五八二四四一(代)